文

原判決を破棄する。 被告人を懲役壱年六月に処する。

曲

弁護人舛谷富勝の控訴趣意は別紙記載のとおりである。

第一点について、 原判決は原判示二 原判決は原判示二、三、四、六において、各窃盗の事実以外にいづれも被告人が住居に侵入した事実を認定し〈要旨〉これに対し各刑法第百三十条を適用したことは所論指摘のとおりである。被告人に対する本件各起訴状を見る〈/要旨〉と右二、三に 対応する各公訴事実中には、被告人がそれぞれA方及びB方に侵入した旨の記載が あるが、罪名は単に窃盗と記載され、罰条として刑法第二百三十五条のみを示して いるに過ぎないし、又有四、六に対応する各公訴事実にはいづれも被告人が住居に 侵入したことの記載は勿論これが罪名、罰条をも示していない。しかも原審公判調 書に徴するも住居侵入の訴因について、裁判官の釈明もなく検察官において前者につき、住居侵入の罰条の追加、後者につき、住居侵入の訴因及び罰条の追加をなし た事跡は毫も存在しない。されば住居侵入の点は訴因として起訴されなかつたもの と見るのが相当である。しかるに原審が前示のように各住居侵入について判示した のは、審判の請求を受けない事件について判決をなした違法があるから原判決はこ の点において破棄を免れない。論旨は理由がある。

第二点について

原判決認定の五の事実中、被告人の窃取した物件の数量については、原判決挙示 の証拠によるもこれを認めることができたいから、原判決には理由にくいちがいが あるもりといわなくてはならない。従つて、原判決はこの点においても破棄を免れ ない。論旨は理由がある。

よつて刑事訴訟法第三百九十七条により、原判決を破棄し、同法第四百条但書に 則り更に判決する。

(罪となるべき事実)

被告人は

昭和二十二年四月末頃の夜小樽市字a町所在Cの鰊乾燥場から同人所有の 半乾燥身欠鰊三十貫を

同年七月末頃の昼頃同市字b町A方において同人所有の現金一万円を 同二十三年二月中頃の午後九時頃同市字 c 町 B 方において同人所有黒大理 石置時計一個を

同年六月六日頃の午後九時頃D外一名と共謀の上、同市字d町E方におい て、同人所有の煮干こなご十四貫入かます一俵を

同二十四年一月二日頃から同年六月中頃までの間に同市字e町F株式会社 五、 ばつく、小間物用品等合計約四百六十七点を

同年六月十五日頃同市字a町A方において、同人所有の銘仙縞模様袷三枚 外衣類二点を

それぞれ窃取したもので右一、二は犯意継続にかかるものである。

(証拠の標目)(省略)

(法令の適用)

被告人の判示各所為は刑法第二百三十五条(判示四につき、刑法第六十条)に該 当するところ判示一、二は犯意継続にかかるから、昭和二十二年法律第百二十四号 附則第四項同法による改正前の刑法第五十五条により一罪となし、これと判示三 四、五、六とは刑法第四十五条前段の併合罪であるから、同法第四十七条本文第十 条に従い犯情の最も重い判示五の罪にっき定めた刑に併合加重をなした刑期範囲内 で被告人を懲役一年六月に処する。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長判事 黒田俊一 判事 猪股薫 判事 鈴木進)